生徒心得

以下の規則等に基づいて、主体的に学習に励み、知識や技能を身に付け、自分に誇りや自信を持ち、社会の発展に貢献できるようになろう。

第１章　校内生活

１　登校・下校

(1) 登校

時間に余裕をもって登校すること。

(2) 下校

ア　下校完了時間は、19 時 30 分とする。

イ　長期休業中の下校完了時間は、原則 17 時とする。

ウ　委員会活動や公式大会前の部活動等で、上記時間を過ぎる場合は、顧問の監督の下、活動を許可する。

(3) その他

学校行事や荒天等で登校時間、下校時間が変更になる場合は別途指示する。

２　通学

自転車、バイクでの通学は、規定によること。

(1) 共通事項

ア　所定の位置にステッカーを貼ること。

イ　所定の場所に駐輪し、施錠すること。

(2) 自転車通学

ア　自転車通学は、必ず届け出て通学許可を受け、自転車点検を受けること。また、自転車の点検は日常的に行うこと。

イ　任意保険に加入すること。

(3) バイク（原付 50 cc以下）通学

ア　バイク通学は、校長が許可した者のみとする。

イ　通学の際は、必ずフルフェイスのヘルメットを着用すること。

ウ　その他、通学許可、免許取得時の詳細は、別項「自動車免許取得規程」を参照のこと。

３　所持品

(1) 各自の所持品は、記名するなどして保管に留意すること。

(2) 学校生活に不必要な物品や貴重品、多額の現金は持ってこない。必ず自己で管理するとともに、場合によっては担任に保管を依頼するなどの対応を取ること。

(3) スマートフォン等の使用可能な時間は、朝礼前、昼休み中、終礼後で、場所は、教室または部室等とする。それ以外の場面では、電源を切って鞄に保管すること。但し、授業その他で利用する場合は、担当教員の指導の下で使用すること。

(4) 校内または登下校時の携帯電話及びスマートフォン等の使用について、以下の行為は厳禁とする。

ア　校内において、音または音楽を鳴らしたり、イヤホンで音楽を聴いたりすること。

イ　学校、友人等の許可を得ず、勝手に写真や動画を撮影すること。また、それをインターネットに

投稿すること。

ウ　歩いたり、自転車を運転したりしながら使用すること。

4　諸届

(1) 出席・欠席について

ア　欠席・遅刻の場合は、事前に保護者等を通じて必ず学校・担任に連絡すること。

イ　欠課・早退は、事前に担任に申し出ること。

ウ　あらかじめ校長から下記の理由により承認を得た場合は、出席扱いとする。

(ｱ) 学校で認めた生徒会活動・部活動（公式試合出場等）に参加する場合

(ｲ) 交通機関の不通及び延着等の場合

(ｳ) 公用のためやむを得ず授業が受けられない場合

エ　出席停止に相当する感染症及び忌引き及び進路に関する受験等については欠席とはならない。忌引き日数は次の通りとする。

父母	……	７日以内
祖父母、兄弟姉妹	……	３日以内
おじ、おば、曽祖父母	……	１日以内

(2) 外出許可

登校後は無断で校外に出てはならない。なお、必要な場合は、生徒手帳に内容等を記入し、担任の許可を受け、生徒手帳を携行して外出すること。

(3) その他

ア　建造物・備品などを破損又は汚損した場合、または、所持品を紛失、遺失品を拾得した場合は、職員に届け出ること。

イ　校内に掲示するポスター等は、生徒指導課に届け許可を受け、所定の場所に掲示すること。

第２章　校外生活

1　無断でアルバイトを行うことは認めない。規定については、別項「アルバイト規程」を参照すること。

2　無断で自動車（バイク含む）免許を取得することは厳禁とする。（別項「『自動車免許取得規程』を参照」

3　不健全な娯楽施設等には立ち入らないこと。

4　22 時以降の外出はしない。

5　部活動等の試合出場や見学・出演等をする場合は、事前に係を通じて校長の許可を受けること。

6　校外で起こった事件・事故は、直ちに学校に連絡すること。

第３章　各規程

服装頭髪規程

服装・頭髪は、端正で清潔感を保つように心がけること。

1　服装

(1) 制服

制服は、以下の指定の物から着用すること。また、気温の変化や個人の体調等に合わせて、冬服、夏服、中間服を各自が判断して着用すること。

ア　A制服

(ｱ) 冬服

上は、襟に校章バッジが付いた立詰襟、下は、校章入りの長ズボンとする。着用の際は、上はボタンを全て閉めた状態とし、下はベルトを着用すること。

(ｲ) 夏服

上は、校章入りの無地開襟半袖シャツ、下は、冬服と同型同色のズボンとする。着用の際は、上は第１ボタンから下を閉め、下はベルトを着用すること。

(ｳ) 中間服

上は、校章入りの無地長袖シャツ、下は、冬服または夏服とする。着用の際は、上は第２ボタンから下を閉め、下はベルトを着用すること。

イ　B制服

(ｱ) 冬服

上は、襟に校章バッジが付いた紺色サージ地スーツ、下は、校章入りのスカート、又は校章入りのスラックスとする。スーツの下は、校章入りの白無地長袖ブラウス、ブラウスの上には校章入りのベストまたはセーター及び所定のネクタイとする。着用の際は、スーツ、ブラウスのボタンは全て閉め、スカートの丈は、直立した状態で、裾が膝中央付近とする。

(ｲ) 夏服

上は、校章入りの学校指定の白無地半袖ブラウス､冬服と同型、同色の校章入りのスカート、又はスラックスとする。着用の際は、スーツ、ブラウスのボタンは全て閉め、スカートの丈は、直立した状態で、裾が膝中央付近とする。

(ｳ) 中間服

上は、冬服のスーツを脱いだ状態、下は、冬服または夏服とする。

(2) 防寒着等

ア　防寒着は、制服（冬服）の上に、登下校時のみ着用しても構わない。

イ　帽子等、手袋、マフラー等は登下校時のみ着用しても構わない。

ウ　A制服（冬服）の下に着用するセーター等は、上衣の首、袖、裾からはみ出ないようにすること。

エ　B制服のスカートの下に、黒やベージュ等のストッキング、タイツを着用しても構わない。

(3) 靴

草履・サンダル・スリッパやハイヒール等のかかとの高いものは禁止する。

(4) その他

ア　バイク通学者は、通学時に、制服の上や下に防寒着等を着用しても構わない。

イ　制服の変形は禁止する。

2　頭髪等

(1) 共通

頭髪は端正・清潔にすること。以下のものは禁止する。

ア　パーマをかけること

イ　染色、脱色したり、エクステをつけたりすること

ウ　過度な剃りこみ（ライン、モヒカン等）

(2) Ａ制服着用者

髪が襟や耳、目にかからない程度とする。

(3) Ｂ制服着用者

髪が目にかからないようにすること。目にかかる場合は、ピンでとめること。肩より長い場合は後頭部で、ゴムで束ねること。リボンその他の装飾品は身につけないこと。

3　その他

以下の内容については原則禁止する。

(1) 化粧等（アイプチ、付けまつげ、カラーコンタクト）

(2) 装飾品の着用

(3) 過度に眉を剃ること、また眉に剃りこみ（ライン）を入れること

(4) タトゥーや美容整形

(5) 頭頂部から前頭部の部分で髪を結ぶこと

(6) 整髪料の過度な使用

(7) 爪を過度に伸ばすこと

自動車免許取得規程

1　バイク免許取得及びバイク通学許可について

(1) バイクの免許取得は、原付バイク（50cc 以下）のみとし、バイク通学生に限る。

(2) バイク通学生は、本校を中心として通学距離８km 以上で、原則として交通の不便な地点から通学する者とする。

(3) 原付バイクの免許取得の時期は、原則として、長期休業中か学校代休日で、学校行事等（課外含む）がない日とする。

(4) バイク通学（原付バイクの免許取得）を希望する者は、取得希望日から２週間前までには担任に相談し、保護者等の承諾書・誓約書を、担任を通じて生徒指導課へ提出し、校長の許可を得ること。

(5) バイク通学は、本校の保護者同伴で参加する許可式後に、正式に許可する。

(6) 自賠責保険、任意保険に加入すること。

(7) 特別な事情がある際は、別途審議する。

2　普通自動車免許（準中型免許含む）取得について

(1) 自動車学校入校の申請

自動車学校入校を希望するものは、次の書類を担任を通じて生徒指導課へ提出し、校長の許可を

得ること。

ア　自動車学校入校許可願・誓約書

イ　自動車学校入校許可書

(2) 自動車学校入校(免許取得)の時期

ア　進路内定者保護者会及び免許取得説明会後、次の条件のすべてを満たしている者に自動車学校への入校を許可する。

(ｱ) 進路が内定していること。

(ｲ) 特別指導継続中でないこと。

(ｳ) 校納金が未納でないこと。

イ　進路などの特別な事情がある者は、別途審議する。

(3) 合宿での免許取得や登校日を遅刻、早退、欠席しての自動車学校への通学、免許試験の受験は許可しない。

(4) 免許を取得した場合は、免許書のコピーとともに免許交付日を直ちに担任を通じて生徒指導課へ報告すること。

(5) 免許取得後から卒業式までは自動車の運転は認めない。

(6) 特別な事情がある場合は、別途審議する。

3　その他

無断で自動車（バイク含む）免許を取得した者は、特別指導を行う。また、自動車免許取得中の者で上記規定（3）に違反した者は、自動車学校への通学及び免許取得許可を停止する。

アルバイト（家業手伝い含む）規程

1　アルバイトは許可制とし、次の条件を全て満たした場合、校長が許可する。

(1) 学期の評定で１がない。

(2) 出席状況が良好である。

(3) 保護者から経済的な理由で申請があった場合

2　業務条件

(1) 業務可能日時

ア　平日の授業日は、放課後から 20 時までとする。

イ　土日、祝祭日、長期休業中は、20 時までとする。ただし、学校行事等がある場合は、アルバイトをしないこと。(放課後を除く)

(2) 禁止業務内容

ア　危険作業を伴うもの(バイク使用不可)

イ　風俗営業及び個室での接客を伴うもの(カラオケボックス・インターネットカフェ等)

ウ　長時間勤務及び 20 時以降に及ぶもの

エ　所在及び連絡場所が不明確なもの（派遣やセールス不可)

オ　アルコール類提供を主とした場における勤務(居酒屋等)

カ　宿泊を伴うもの

(3) 家業手伝い

ア　原則として父母が経営しているものとする。また親族が経営しているものについては、審議し校長が決定する。

イ　曜日・時間を限定しないが、保護者の監督責任のもと、学校生活に影響を及ぼさない範囲で行うものとする。

３　手続き

(1) 生徒は申請を、担任を通じて生徒指導課へ申し出る。

(2) 許可後、生徒指導課は、生徒の面談を実施する。

(3) 担任が保護者へ電話連絡もしくは面談を行い、アルバイト内容の確認を行う。

(4) 生徒はアルバイト先の選定を行う。決まったら生徒指導課に報告する。

(5) 生徒指導課は許可証（２枚）を生徒に渡し、生徒は１枚を保管（携帯する）し、１枚を事業所へ渡す。

４　その他

(1) 許可条件に満たさない生徒の申請の際、特別な事情がある場合は、別途審議する。

(2) 許可後、許可する条件（１(1)～(2)）を満たさなかった場合は、許可を保留とする。

(3) 規定に違反し、アルバイト(家業手伝い含む)を実施した場合、許可を取り消し、特別指導を行う。

選挙権に関する規程

公職選挙法等の一部が改正され、本校在学中に 18 歳を迎える生徒にも参政権が認められ、政治に参加することが可能となった。但し、校内での選挙活動においては、学校生活が円滑に行われるようにするため、校則で下記の事項を禁止する。法律を理解し、校内での禁止事項を確認し遵守すること。

１　法律での禁止事項

(1) 18 歳未満（未成年者）の者は選挙運動を行うことはできない。

(2) 有権者に対して飲食物や食事、金券等の提供をすることはできない。

(3) 家を訪問しての投票依頼や演説会や候補者の宣伝をする戸別訪問はできない。

(4) 送信されてきた電子メールを転送してはならない。

２　校則での禁止事項

(1) クラス・部活動等の名簿を選挙活動を行っている人へ渡してはならない。

(2) 本校が行う教育活動中（授業、課外、生徒会活動、部活動、学校行事等）の政治活動（選挙運動、投票・演説会への勧誘、ビラ配り）を禁止する。

(3) 休日や休み時間、放課後等であっても、校内での政治活動等を禁止する。

(4) 校外においての政治活動等については、保護者等の了解及び責任の下に行わなければならないが、その内容が違法なものや暴力的な行為については禁止とする。

※　違反行為があった場合は、特別指導の対象とする。

以上の生徒心得、各規程については、必要に応じて組織的に見直しを図る。

生徒会規約

（平成 20 年 4 月 1 日一部改訂）

第１章　総　則

第１条　本会は、福岡県立朝倉東高等学校生徒会と称する。

第２条　本会は、会員各自の自治活動に基づき、個性と教養を高め、学校生活を向上し、健全にして明朗な学園を確立して、会員の福祉を増進するとともに、人格の向上に資するを目的とする。

第３条　本会は、朝倉東高等学校生徒をもって組織し、教職員を顧問とする。

第４条　会員は、総て本会の活動に積極的に参加するものとする。

第５条　会員は、会の運営について意見を述べることができる。

第６条　本会は、校長から委任された権限を基礎として運営される。

第７条　会員は、役員に対して、正当な理由に基づく不信任案を提出することができる。

第２章　協議機関

第８条　本会は、その目的を達成するために次の協議機関をおく。

生徒総会　　総務委員会　　各種委員会　　部活動部長会

第９条　生徒総会

(1) 生徒総会は、生徒会の最高議決機関であり、全生徒をもって構成する。

(2) 生徒総会の運営は、生徒会執行部及び総務委員がこれにあたる。

(3) 生徒総会は、次の場合、生徒会長がこれを招集する。

ア　生徒会長が必要と認めた場合

イ　総務委員会が要請した場合

ウ　生徒数の 10 分の 1 以上の連署により要請があった場合

(4) 生徒総会は、生徒員数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は、過半数の賛成を必要とする。

(5) 生徒総会において審議する事項は、次のとおりである。

ア　生徒会規約の変更に関する事項

イ　総務委員会の提案した事項

ウ　生徒会員数の 10 分の 1 以上が提案した事項

第 10 条　総務委員会

(1) 総務委員会は、各ホームルームの総務委員 2 名をもって構成し、生徒総会に次ぐ議決機関とする。

(2) 総務委員会は、次の内容を協議する。

ア　各種委員会からの提案事項

イ　生徒会活動全般に関する事項

(3) 総務委員会は、次の場合、委員長がこれを招集する。

ア　定例日

イ　生徒会長の要請があったとき

ウ　総務委員が要請したとき

(4) 総務委員会は、定員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、決定は多数決による。

(5) 総務委員会には、生徒会役員が参加し、その決定事項は、生徒会執行部がこれを執行する。

(6) 総務委員は、各ホームルームの意見を十分に反映するよう努力する。

第 11 条　各種委員会

(1) 各種委員会は、各ホームルームより２名をもって構成する。

(2) 各種委員は、次の委員会を指す。

HR 委員会、風紀・交通委員会、美化委員会、図書委員会、保健委員会、体育委員会、ただし、図書委員、保健委員、文化委員の任期は 1 年とする。

(3) 各種委員会には、次の代表を置く。

委員長　1 名、副委員長　1 名

委員長は、生徒会長が全生徒会員の中から本人の同意を得て選出する。

(4) 各種委員会は関係事項に関して、生徒の自治及び各部に関することを企画、立案、審議、決定する。

(5) 各種委員会は、次の場合、委員長がこれを招集する。

ア　定例日

イ　生徒会長の要請があったとき

ウ　各種委員が要請したとき

(6) 各種委員会は、定員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、決定は多数決による。

(7) 各種委員は、各ホームルームの意見を十分に反映するよう努力する。

第３章　執行機関

第 12 条　生徒会は、その目的を達成するため、次の者を生徒会執行部とする。

生徒会役員 4 名（生徒会長、副会長、書記、会計各 1 名）各種委員会委員長 8 名

第 13 条　生徒会役員は､生徒会の協議機関において協議決定した事項の常時執行にあたり､その任務は、次のとおりである。

(1) 生徒会長

生徒会の代表者として、本生徒会の一切の事業の執行を総括する。また、各種の会合を招集する。

(2) 副会長

生徒会長を補佐し、会長不在の時、その任務を代行する。

(3) 書記

会議議事録、記録文書、役員名簿、出欠表などの整理保管及び掲示、公報全般を担当する。

(4) 会計

諸行事などを含め、生徒会会計全般の任務にあたる。

第 14 条　生徒会執行部は、次のことを行う。

(1) 生徒会活動の全般的な研究、調査、企画

(2) 総務委員会への議案の提出

(3) 総務委員会の決議事項の全会員への徹底

(4) 予算案の作成及び決算報告

(5) 生徒会行事の統轄

(6) 生徒手帳内容の徹底

第 15 条　執行機関として、次の委員会をおき、以下の業務を行う。

(1) 総務委員

学級代表としてホームルームをまとめる毎時間の号令。集会時の点呼。

生徒会役員選挙の運営（兼選挙管理委員）。

(2) ホームルーム委員

ホームルーム活動の企画、運営。翌日の時間割変更の連絡。試験範囲の連絡。

クラスボックスの確認。

(3) 風紀・交通委員

定期的な服装検査の実施　交通安全全般に関する事項について。移動の際の教室等の戸締り、消灯。

(4) 美化委員

教室内の美化に努める。清掃状況の把握。大掃除の指導。掃除道具の点検。

(5) 図書委員

読書の推進「ライブラリーニュース」の作成。

図書の貸し出し、返却の管理　読書会の企画、運営。読書感想文の整理。

(6) 保健委員

保健に関する研究

病人、けが人などの世話。身体測定の運営。

「保健だより」の作成。

(7) 文化委員

文化祭、その他文化的行事の企画、運営。

(8) 体育委員

体育時の準備運動の指導及び貴重品の管理。

体育の先生との連絡、打ち合わせ。体育祭、クラスマッチの企画、運営。

附　則

執行機関には含まないが、次の委員会をおく。

家庭委員（家庭科を学習するクラス）、商業委員（総合ビジネス科、ビジネス情報科、ビジネス科）

また、各ホームルーム、学年、学科において必要と認められる場合は、適宜設置する。

第 16 条　生徒会行事において必要な場合は、実行委員会を設置することができる。

任期は、行事終了までとする。

第４章　選　挙

第 17 条　選挙時期及び任期は、次のとおりとする。

(1) 生徒会役員（生徒会長、副会長、書記、会計）の選挙は、1 学期に行う。ただし、任期は２学期始業式から 1 年間とする。各種委員会委員長の任期も同様とする。

(2) 総務委員及び各種委員の選出は、原則として、前期 4 月、後期 9 月に行う。ただし、任期は、前期 4 月から 9 月、後期 10 月から 3 月とする。

第 18 条　選挙に関する業務、権限は、選挙管理委員会のものとする。

第 19 条　選挙管理委員会は、権限により、生徒会役員選挙にあたって次の事項を執行する。

(1) 選挙告示（選挙日から 3 週間前）

(2) 立候補者受付

(3) 選挙公報の発行

(4) 選挙運動の監督、立会演説会の開催

(5) ポスター用紙、投票用紙の準備
(6) 投票場の整備及び管理監督
(7) 開票、当選者の発表

第20条　会員は、総て生徒会役員「生徒会長（1)、副会長（1)、書記（1)、会計（1)」に立候補する資格を有する。

(1) 立候補するときは、推薦者2名以内を決定し、選挙管理委員会に届け出る。
(2) 立候補者が定員に満たないときは、選挙管理委員会がその処置を講ずる。

第21条　選挙運動は、次の範囲に限定する。ただし、必要な他の事項があれば、選挙管理委員会が定めることができる。

(1) 選挙用ポスターには、その推薦者の氏名を記入しなければならない。
(2) 選挙運動は、授業中または校外で行ってはならない。
(3) 立会演説会の応援演説者は、推薦者とする。
(4) 選挙ポスターの用紙は、選挙管理委員会の供与するもの以外は使用を禁止する。
(5) SNSを利用した選挙活動は全て禁止とする。

第22条　全会員は、定められた目時、場所において投票しなければならない。

(1) 投票は無記名とする。
(2) 以下の投票は無効とする。
　ア　指定された用紙を使用しないとき
　イ　指定以外のことを記入しているとき
(3) 選挙管理委員会は、有効無効を決める権限を持つ。

第23条　開票は、総て選挙管理委員会が行う。

第24条　当選者は、投票数の多い者から順に決定する。ただし、生徒会長候補者多数の時、最高点者の得票総数が有効得票数の2分の1に満たないときは､次点者との間で決選投票を行う｡この場合、2日間の選挙運動期間をおき選挙を行う。ただし、選挙のつど、選挙管理委員会で協議する。

第25条　選挙運動及び演説において、個人的な攻撃、中傷及び生徒としての品位を欠く行動があった場合、選挙管理委員会は中止を命ずることができる。

第26条　対立候補者がいない場合、信任投票をする。有効投票数の過半数をもって信任とする。

第5章　部活動

第27条　生徒相互の親睦と、心身の鍛練及び知識、技能の修得向上のため、次の各部、同好会を設ける。部活動規定については、別途定める。

(1) 体育部
　軟式野球、陸上、バスケットボール、女子バレーボール、サッカー、柔道、剣道、弓道、ソフトテニス、バドミントン、女子ソフトボール、水泳、卓球
(2) 文化部
　美術、書道、吹奏楽、ビジネス研究、茶道、華道、ホームメイキング、社会福祉、放送、イラスト同好会
(3) その他
　総合部

（※令和５年１月 31 日現在）

第６章　会　計

第 28 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第 29 条　本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第 30 条　生徒会執行部は、３月末日をもって決算報告書を作成し、生徒総会の承認を得なければならない。

第 31 条　監査委員会は、本会の出納について３月末に会計監査を行う。

（会計監査委員は、生徒指導課で選出する。）

第 32 条　本会は、会計の収支状況を記録するため、次の書類をおく。生徒会収支の月計部別帳簿、領収書類、備品簿（以上、出納事務保管）各部出納簿、備品簿（以上、生徒会会計保管）

第７章　慶弔規定

第 33 条　生徒本人死亡の際は、原則として生徒代表またはクラス代表生徒が会葬し、生徒会より弔慰金 30,000 円を贈る。

第 34 条　生徒の父母や保護者等の死亡の際は、原則としてクラス代表が会葬し、生徒会より弔慰金 10,000 円を贈る。

第 35 条　生徒本人が、学校行事のため負傷した際は、協議の上、生徒会より適当な見舞いをすることができる。

第 36 条　生徒の住宅が、火事その他不慮の災害にあった際は、協議の上、生徒会より適当な見舞いをすることができる。